

経済産業省

官 印 省 略

平成 19・09・28 製局第4号

平成 19 年 10 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

製造産業局長

違法払戻しに関する自転車競技法第51条第1項の運用について

違法払戻しに関する自転車競技法第51条第1項の規定による勝者投票券の発売停止命令の運用については、下記のとおりとしますので、通知します。

記

1 経済産業局長は、違法払戻しを行った施行者に対しては、別紙様式による勝者投票券発売停止命令書を交付し、違法払戻しを行った当該競輪及び次回開催予定の競輪（経済産業局へ開催届の提出済みのもの又は日取り調整会議で開催日程の予定されたもの）にわたる期間における勝者投票券の発売の停止を命ずるものとする。

次回競輪の開催期日未定の施行者に対しては、違法払戻しの日以降において当該施行者の実情に応じ適宜期間を定め、上述の措置をとるものとする。

- 2 違法払戻し(いわゆる違法の買戻し)とは、自転車競技法第14条第1項各号に定める事由によらないで競走全体を無効とし、払戻しを行う一切の場合をいうものとする。
- 3 経済産業局長は、1により勝者投票券の発売の停止を命じた日から1週間以内に次の事項を付記してその旨を経済産業大臣に報告するものとする。
- (1) 事故の概況
 - (2) 事故発生の原因(客観的かつ詳細な記述を要する)
 - ① 観客の状況
 - ② 選手の状況
 - ③ 施設の状況
 - ④ 執務員の状況
 - (3) 発生事故に対する執務委員(施行者を含む)の事故処理状況
 - (4) 警備状況
 - (5) その他特記を要する事項

附則

この運用については、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成19年法律第82号。以下「改正法」という。)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。なお、平成15年4月1日付け平成15・03・31製第31号「違法払戻しに関する自転車競技法第16条第1項の運用について」については、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日をもって廃止する。

「別紙様式」

勝者投票券発売停止命令書

年 月 日

経済産業大臣

施 行 者 知 事
市町村長 あて

年 月 日 実施の第 レースにおける払戻しを違法と
認め、自転車競技法第51条第1項の規定に基づき、 年 月
日から、 日間 勝者投票券の発売停止を命令する。